

令和4年第6回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月6日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
4番	倉谷明君	5番	増井文雄君
6番	藤田正美君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員（1名）

3番 西村毅君

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時24分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日、西村 毅君より、欠席の申出と併せて一般質問通告取下げの申出がございましたので、御報告申し上げます。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、藤田正美君、8番、熊谷勘信君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、10番、辻岡正和君、5番、増井文雄君、4番、倉谷 明君、13番、北原武道君、2番、川島富士夫君の順に質問を許可します。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクを着用しておりますが、発言を明確にするために、質問者及び答弁者は、発言台ではマスクを外すことを許可します。

10番、辻岡正和君。

辻岡正和君の質問時間は、10時27分までとします。

○10番（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

まず初めに、先月の豪雨により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

まずは、1つ目は、DXの推進についてお伺いします。

経済産業省が2018年12月に発表したDX（デジタルトランスフォーメーション）推進ガイドラインでは、DXによりデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものに変革し、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーション

ョンをもたらすこととし、自治体では、行政サービスにIT技術を活用してDX化を図ることで、業務の効率化、データ様式の統一化、円滑なデータ流通を促進し、行政サービスのさらなる向上を目指すとあります。

言うまでもなく、IT化とDXは大きく意味合いが異なり、自治体においては、IT（デジタル）技術を複合的に使い、DXを推進し、住民のために多様な幸せを実現できる状況にすることを目的とするわけであります。

そこで、若狭町も令和3年からDX推進室を設置し、今まさに取り組んでいるわけですが、現在の取組状況がどうなのか、どのようなビジョンをもって取り組んでいるのかを具体的に伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、辻岡議員から、DXの推進に関する御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

近年、情報通信ネットワークの発展などにより、多くの方がパソコンやスマートフォンなどから情報の取得や発信を行っており、住民の暮らしの中でも欠かせないツールの一つとなっております。

また、企業活動においても、業務の効率化やコスト削減などにITを活用するなど、それぞれの分野でデジタル化が進んでおります。

このような中、国では、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を将来ビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めております。

その実行に向けて、令和3年9月、デジタル庁が発足いたしました。

また、政府が進める「新しい資本主義」の中でも、デジタルを成長戦略の一つとして、「デジタル田園都市国家構想」を進めており、例えば、ドローンを活用した配送作業や農作業の人手不足や負担軽減につながる取組、オンライン授業やデジタル教材など、デジタルを活用した教育の充実化を図るなど、IT技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化する取組が進められております。

本町においても、DXを推進するに当たり、ビジョンを明確にする必要があることから、「若狭町DX推進基本方針」を定めております。

基本方針では、「誰もが利便性・安全安心・健やかさ・快適さを実感できるデジタル社会を目指す」ことを目標に、“住民の暮らしを便利にすること”を主眼に置いて、

「心豊かな暮らし」の実現に向けた取組を展開することとしております。

この基本方針を基軸として、「暮らしのDX」「行政のDX」「社会のDX」の3つの柱で、それぞれ施策を展開しているところでございます。

なお、具体的な取組につきましては、総務課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の「暮らしのDX」は、住民への行政サービスのデジタル化を意味し、「人にやさしく、暮らしの利便性を向上する」ことを目的に、現在、若狭町で約50%の交付率であるマイナンバーカードの普及促進やマイナンバー制度の活用による申請手続の添付書類削減、保険証システム等への活用、「わかさ割」など、電子クーポンの利用を実施しております。

また、公共施設の予約や各種申請手続のオンライン化を進めており、町のホームページのリニューアルによりスマートフォン対応とし、今まではパソコン用の画面しか表示されませんでした。スマートフォン専用の画面で閲覧ができるようになり、住民・職員双方が利用しやすい環境を整えました。

2つ目の「行政のDX」は、行政内部のデジタル化で、「効率的な行政事務により、生産性を高める」ことを目的に、窓口業務や税金、福祉業務等の基幹業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠した基幹業務システムへの移行対応を進め、国が整備する共通的な基盤・機能を提供するガバメントクラウドにおいて運用するための準備を行っております。

また、議会のタブレット導入により、ペーパーレス化や庁舎や公民館へのWi-Fi環境の整備、WEB会議機器の導入など、役場のデジタル環境整備を行い、リモート会議の推進等、事務の効率化に取り組んでおります。

次に、3つ目の「社会のDX」は、住民、民間事業者が取り組むデジタル化で、「社会の課題を解決し、新しい価値をつくる」ことを目的に、例えば、IT企業の誘致や支援、商店等のキャッシュレス化の推進などを進めております。

また、災害が発生し、避難所である集落センターへ避難したときに、天候情報などの確認や自治会活動の活発化を図るため、「集落センター無線LAN環境設備整備事業補助金」を創設し、地域のデジタル化にも取り組んでいるところでございます。

マイナンバーカードの普及促進の一環である「マイナポイント事業」や「わかさ割」、

今月からスタートしております「ペイペイキャンペーン」など、スマートフォン端末を活用したサービスが進む一方で、デジタルネイティブな若年層とデジタル機器の利用が苦手な高齢者との間に利用能力の格差が生じております。

そこで、利用能力を高めさせていただくため、通信キャリア3社と連携して「スマートフォン教室」を開催しており、全16回、延べ約100人の方に受講していただいております。

また、スマートフォンの操作が得意な年代である高校生を相談スタッフに「スマートフォン相談会」を実施したところ、高齢者を中心に約90人の方が相談に訪れました。この取組は、技術的な相談だけでなく、高校生と高齢者の交流や高校生の社会への貢献といった点でも意義があり、心温まる取組であったと思っております。

このように、行政、暮らしの向上のデジタル化と、人に優しいデジタル化の両輪でもってDXを推進しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

DX推進を進める上の組織体制がどうなのか、組織トップの考え方を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、DXを推進するに当たり、組織体制についてお答え申し上げます。

本町におきましても、加速するデジタル化社会に対応するとともに、IT技術を活用して、一層の業務効率化や快適に暮らせるまちの実現を目指し、昨年6月に「DX推進室」を設置いたしました。

また、担当部署やDX推進室がそれぞれに業務を行う体制では、情報の共有や実行力が分散されることから、本年4月の組織再編により、DX推進室の職員を関係各課との兼務として、8人体制に強化させていただきました。

DX推進室では、今後、想定されるDXに係る事業を各課と整理した上で、担当課が主となって取り組む事業とDX推進室が取り組む事業について役割分担を行い、各課で取り組む事業についてもDX推進室が調整役を果たし、DXを着実に進める体制を整えているところでございます。

また、福井県におきましても、DXを推進する組織が形成され、各市町との共同化事業も検討されております。

今後、デジタル化に対するニーズは、行政のみならず、民間も含めてますます多様化すると想定されます。

国や県、庁舎内での体制や民間を含む関係機関との連携を一層強化して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

経済産業省では、「2025年の崖」と表現して、2025年だけではなく、それ以降も含めて、既存のデジタル基幹システムの老朽化、増大するデータの担い手の高齢化、IT人材の不足等によりDXを実現できなかった場合、全国で1年間に12兆円の経済損失が出ると危惧しております。そこで、若狭町の状況がどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

DXにつきましては、行政のみならず、社会全体、あらゆる分野で取組がなされております。

本町におきましては、JR上中駅近郊において「スマートエリア構想」を進めており、空き地・空き家などを有効活用する中で、IT技術等を活用して、地域機能を効率化・高度化することにより、暮らしやすい「新しい居住環境、価値の創出」に取り組んでいるところでございます。

また、IT技術を駆使して社会課題の解決を進める「ゼネラ株式会社」というIT企業が本年、町内に進出をいたしました。

同社は、パレア若狭に拠点を置きながら、現在、若狭町と福井大学が共同で進めている「わかさ健活プロジェクト」において、同社が開発中の「スマートミラー」の実証実験を進めております。

スマートミラーは、タブレット型の端末で、表面が鏡となっており、そこに顔を写すだけで健康状態が測定でき、将来的には、食事の写真から栄養管理が行える機能を備えております。

高齢化が進んでいる本町において、高齢者の皆様を遠隔で見守ることのできる画期的な技術であり、同様の課題を抱える自治体からも注目を集めていると聞いております。

産業面におきましても、今後、加速する人口減少の中で、いかに生産性を高め収益を上げるかが課題となっており、従業員の働き方改革など職場環境においても、DXの推進は不可欠な状況となっております。

その一方で、技術者などIT人材の不足や進歩する技術への対応、設備更新への対応など課題が生じているのも現実であります。

なお、若狭町の状況につきましては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、基幹業務システムの機器管理や情報系システムの維持管理については、総務課の情報業務担当職員が行っております。

また、戸籍システムや上下水道料金システム等、業務ごとの個別システムの管理は各業務担当課の職員が行っております。

これらのシステムは、時代遅れとならないよう、定期的に時代に応じたシステムに更改を実施しており、問題はないものと考えております。

また、人材についてですが、業務担当職員は一般の事務職員であり、専門的な知識は有しておりません。今後は、情報部門での新規職員採用や専門研修の受講、外部の専門家による助言を通じて職員の育成を図っていきたいと考えております。

次に、民間事業者の状況ですが、ホームページの作成や発信、大手専用サイトとの連携、キャッシュレス決済や記帳システムの導入など、DXによる経営の効率化などを進めております。

事業者によっては、それぞれ率先してDXを進めている事業者、そうでない事業者とばらつきがございますが、早くから導入している事業者においては、更新問題が現実化しており、進化するアプリケーションへの対応などが迫られております。

これまで国のIT補助金やコロナ禍における各種補助金の活用などを進めてまいりましたが、昨今の経済情勢の中、投資に苦慮されている状況がございます。

また、商店等に推奨しておりますクラウド型記帳システムなどの導入についても、進捗が芳しくなく、DXについてどのように取り組んでよいか分からないといった事業者からの声も聞かれ、情報や知識面での課題もあると感じております。

今後、商工会などとともに、DX推進に向けたサポート体制の構築などを検討してまいりたいと考えております。

また、全国で急速にキャッシュレス決済が進む中で、本町の導入事業者数は近隣市町の中でも少ない状況です。地域経済の活性化を考えますと、町内での経済循環に加えて、町外からの経済の流れを獲得することが大変重要であり、そのツールとして、キャッシュレス決済の導入は欠かせないものと考えております。

そこで、今月より、キャッシュレス決済サービス事業者のP a y P a y株式会社と連携したキャンペーンを実施し、キャッシュレス決済を取り扱う事業者の拡大を図っております。

おかげさまで、対象となる約270事業者中、キャンペーン前は約120事業者であった登録事業者も約35%増加し、約160事業者となるなど、一定の効果があらわれております。

今後におきましても、住民の暮らしや経済の活性化など、社会全体に目を向けてDXを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

それでは、DXを推進するに当たり、役場の窓口などにIT知識のある人を配置して、マイナンバーカード等の利用活用能力の向上に努めることが大切と考えますが、現状はどうかを伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカード受付の窓口での体制につきましては、令和2年12月から、三方・上中両庁舎に1名ずつ専属の職員を配置、交付事務用専用端末も両庁舎に2台ずつ増設して、住民の皆様からのマイナンバーカードの申請受付、カードの交付事務を行っております。

平日、窓口で申請を行うことが難しい方への対応として、毎週日曜日の午前中にマイナンバーカードの受付窓口を両庁舎で開設しております。予約制ではありますが、平日時間外でのマイナンバーカードの交付事務も行っております。

ワクチン集団接種、期日前投票所、公民館行事等が行われる会場においても申請受付を行い、予約なしで気軽に申請できる機会を設けております。

また、町内事業所等へ職員がお伺いし、マイナンバーカードの申請受付を行う出張で

の申請受付も行っており、今月は地区公民館に出向いてのマイナンバーカードの申請受付を行います。

これらの業務は一般の事務職員が実施しており、ITの専門的な知識を有しておりません。今後は、IT研修の受講や外部の専門家による助言を通じて、専門的知識の習得を図り、職員のITスキルを向上させていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

先ほどのスマートエリア構想の中で、IT技術を活用して地域機能を効率化、高度化し、DXの推進をするということですが、具体的にどのような展望を持っておられるのか。そして、また、スマートミラーにより高齢者を遠隔で見守る技術について、分かりやすい説明と、全国でキャッシュレス決済が進む中、本町の導入事業者数は近隣市町の中でも少ない状況ということですが、町外からの経済の流れを獲得するためにも今後どのように推進していかれるのか、伺います。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、スマートエリアについて説明しますと、ICTなどの新技術を活用することで、地域の抱える課題を解決するとともに、新たな価値を創出し、持続可能な住環境を目指すエリアのことです。

スマートエリア構想での具体的な内容についてでございますが、現在、地元住民、建築事業者、福井大学で構成する「スマートエリア構想会議」の中で、地域の課題等を聞かせていただきながら検討しているところでございます。

会議の中で挙がってきた例を示させていただきますと、照明の明るさや色を自動で調整する街灯、インターネットに接続された防犯カメラ、様々な情報が得られる電子掲示板というのがありますが、今後も会議の中で意見やアイデアを出していただき、実用性やコスト等を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、スマートミラーですが、タブレット型の端末で表面が鏡状になっております。そこに自分の顔を写すと、体温、脈拍などが測定できます。また、食事を撮影し、提供することで、食事の栄養を評価することを目指している通信機器のことです。

これらのデータから、高齢者等の健康状態を把握するとともに、必要なアドバイスを
行うことができるようになることから、自宅にしながら健康指導を受けられるとともに
見守りの一助になると考えております。

なお、これらの技術的な点については、現在、開発中でございます。今年度、福井大
学と連携して取り組んでおります「わかさ健活プロジェクト」において、ゼネラ株式会
社も参画し、実証を進めるとともに、測定したデータについては、福井大学医学部にお
いて、栄養や運動指導のほか、筋力低下の予防効果の検証などに役立てるなど、産官学
連携した健康づくり、DX事業に取り組んでおります。

次に、キャッシュレス決済の推進についてでございますが、事業者に対しては、引き
続き、各種補助金を活用した決済機器の導入を促進するとともに、事業者や消費者等の
声も把握しながら、必要な施策を適宜、検討してまいりたいと考えております。

また、町におきましても、公共施設の入館料や各種手数料などについてキャッシュレ
ス決済の導入を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申
し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

若狭町では、DXを進めるに当たり、若狭町DX推進基本方針を定め、暮らしのDX、
行政のDX、社会のDXと3つの方向で、今まさに取り組んでいるところで、これから
新しい社会になっていくことを期待しております。

DXが社会全体にこれから及ぼす影響はとて大きなものだと考えます。そこで、A
I技術を使って新しいことがしたいというだけではDXにならないと思います。何がし
たいか、目標を定めていただき、それを達成していくことが大切なことと考えますので、
若狭町職員のDXに取り組む方向性を一つにして、住民の多様な幸せを実現できるよう
に努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、広域可燃ごみ処理についてお伺いします。

令和5年4月に高浜町に84億1,500万円で竣工予定の広域可燃ごみ処理施設と、
若狭町日笠に工事全体で4億2,000万円で竣工予定の広域可燃ごみ中継施設の建設
工事について、今後、どのような流れで事業が進められていくのかを伺いたいと思いま
す。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、辻岡議員の広域可燃ごみ施設の進捗につきましてお答え申し上げます。

御質問の嶺南西部4市町で組織する若狭広域行政事務組合で整備を進めております、可燃ごみ処理施設等の今後のスケジュールでございますが、高浜町に建設中の広域可燃ごみ処理施設につきましては、年内に建屋や場内の工事を終え、火入れ式を行った後、令和5年1月から試運転を行う予定となっております。

この試運転は、施設を正式に稼働する前の準備として、処理作業の精査や確認、計画との比較や検証を行うことで、令和5年4月からの本格稼働へとスムーズに移行するためのもので、試運転に必要な可燃ごみは、構成市町の収集ごみ等を集め、より実践に近い状況で実施していくこととしております。

また、若狭町日笠地係の広域可燃ごみ中継施設につきましては、敷地の造成工事を終え、建屋の工事に取りかかることとしておりましたが、資材価格等の高騰などの理由による入札の辞退があり、令和5年4月からの供用は難しい状況にあることから、町といたしましては、住民の皆様の御迷惑にならないよう必要な準備をしっかりとし、体制を整えるとともに、若狭広域行政事務組合の工事の取組と進捗状況を注視してまいりたいと考えておりますので、引き続き、地域住民の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

確認ですが、持込みごみについても方法は幾つかあると思いますが、来年4月から予定どおり対応してもらえるとということによろしいですね。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

中継施設の供用に遅れがあったとしても、住民の皆様に御迷惑がかからないようしっかりと受入れの対応をさせていただきますので、御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

それでは、それぞれの施設に直接持ち込まれる事業系と家庭系の一般廃棄物の手数料と、家庭から持ち込まれる家具類等の粗大ごみの手数料はどうなるのか、伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えいたします。

広域可燃ごみ処理施設及び中継施設に持ち込む場合の一般廃棄物の手数料につきましては、8月29日の若狭広域行政事務組合議会の臨時会において、広域ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例が制定され、事業系が10キログラム当たり100円、家庭系が10キログラム当たり50円に定められました。

この金額につきましては、若狭町民の皆様が現在、利用していただいております施設の手数料と比較しますと、増額になることもあり、その緩和措置として、家庭系の手数料につきましては、1年目の令和5年度中は10キログラム当たり20円、2年目の令和6年度中は10キログラム当たり30円と毎年10円ずつ加算させていただき、4年目の令和8年度に10キログラム当たり50円になるように複数年かけて規定の料金にさせていただくこととしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各御家庭から持ち込まれる家具や畳、布団などの破砕や裁断が必要な粗大ごみの場合は加算料金を設けさせていただくこととしておりまして、先ほどの手数料に加え、家具類は1個当たり300円、畳や布団類は1枚当たり200円を負担していただくこととしております。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

広域可燃ごみ処理施設では、今までの各市町の処理施設にはなかった発電設備を有しており、サーマルリサイクルが可能となるということでございますが、現在、上中地域で埋立て処理をしているその他プラスチックごみを燃やすごみとして扱うということですが、サーマルリサイクルについての説明と各家庭ごみの分別がどうなるのかを伺いたいと思います。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、辻岡議員の御質問にお答えします

最初に、サーマルリサイクルについての説明ですが、廃棄物処理施設でのサーマルリサイクルにつきましては、廃棄物を焼却するときに発生する熱エネルギーを回収して、発電等の新たなエネルギーを発生させるために利用するリサイクルの仕組みになっております。

現在、整備中の広域可燃ごみ処理施設では、ごみの焼却時に発生する排熱を利用して蒸気を生じさせ、その蒸気によりタービンを回転させて発電する仕組みになっており、最大発電出力1,550キロワットの発電設備を備え、同様の施設と比較しますと、国内トップレベルの19.1%の発電効率を実現すると聞いております。

また、発電された電気は、施設で有効に利用し、余剰の分を売電するなどして効率的な維持管理に努めることとしております。

続きまして、各家庭でのごみの分別についての御質問ですが、新たな焼却施設はサーマルリサイクルを活用した焼却施設であることから、当町の上中地域や小浜市、高浜町、おおい町で「その他プラスチック類」として分別していたごみを焼却することにより、コスト面やエネルギー回収の面からも最も効率的となることから、「その他プラスチック類」を「可燃ごみ」として処理することとしております。

したがいまして、令和5年4月からは、上中地域も三方地域と同様に「その他プラスチック類」を「可燃ごみ」として処理していただくこととなりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、「その他プラスチック類」以外の分別につきましては、大きな変更はございませんので、広域での詳細な分別の内容などが決まった時点で、分別方法を詳しく解説しました「ごみ分別収集の手引」の作成や地区説明会などによる周知を行うなど、丁寧な説明を心がけていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

確認ですが、上中地域でも、「その他プラスチック類」を「可燃ごみ」として処理できるということで、一緒のこの袋に入れて収集ごみとして出せばよろしいということですね。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、お答えします。

辻岡議員のおっしゃるとおりで間違いはございません。

なお、住民の皆様には、これまで同様に、紙類やペットボトル、発泡トレイなどの資源ごみの分別にも継続して御協力いただき、SDGsの目標達成に向けた取組として、ごみの減量化に努めていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今井富雄君）

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

今度、新しく「ごみ分別収集の手引書」をつくるということでございますが、埋立ての持込みごみについても、多種の素材でできているものの分別方法を分かりやすく再度つくっていただき、持込みごみの受け取り拒否等が発生しないように、住民説明会で分別方法を十分周知してもらえようようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は、11時11分までとします。

○5番（増井文雄君）

皆さん、おはようございます。

それでは、本日の質問に移らせていただきます。

本日ににつきましては、役場職員のまちづくりへの参画及び居住について、そして、若狭町の独り暮らし世帯増加への対応策について質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、役場職員のまちづくりへの参画についてということでお聞きいたします。

近年、全国の自治体では、官民連携したまちづくりが数多く実践されてきています。

その成功例を見てみますと、例えば、徳島県の上勝町では、人口1,400人ほどの町ですが、年間2万人ぐらいの視察者が来られておられまして、皆様も御存じのように、「つまもの」市場では全国シェア80%、売上も3億円近くありまして、その主役とな

っておりますのは、70歳を超えるおばあちゃんでございます、中には年収1,000万円の方もおられるということでございます。このお年寄りの取組が町の活気と健康づくりに貢献し、その影響からか、最近では、Iターンの若者も増えているようでございます。

また、島根県の海士町では、人口2,400人の町でございますが、2002年、財政難から、当時の山内町長が徹底的な予算の見直し策を提案し、理事者・議員・職員等の給料をカットしたりする中、財政改善と新規事業を図り、「町を丸ごとブランド化に！」を掲げ、「ないものはない（①無くてもよい、②大事なものはここにある）」ということをキャッチフレーズに立て直しを図った結果、財政も改善され、Uターン・Iターンが大幅に増え、その結果、海士町では、この10年間で約400人ももの移住者があるようでございます。

当時の町長はこのように言っておられます。

「まず、職員の意識が変われば、行政全体の雰囲気も変わり、行政が変われば、住民の意識も変わります。」

このように町職員が地域の中に深く入り込み、住民と一体となって様々なまちづくりを実践すれば、大きな成果となり、町の活性化に貢献していくと思います。

これからの時代は、「サポーターとしての行政職員」から「パートナーとしての行政職員」として大きな変革が必要と考えます。

若狭町でも活発な活動を行っている集落や地域づくり協議会が多数存在し、地域ごと、その地域に合った方法で「元気なまちづくり」を展開していただいております。

その活動を陰で支えながら、一方では大きな力となり原動力となって町を動かすのは、やはり行政であり多くの町の職員の方々だと思います。

人口減少・少子高齢化の時代、そして、現在のような新型コロナウイルス感染症のように未曾有な苦難を乗り越えるため、これからの自治体は新しい発想や新たな取組による個性豊かなまちづくりも今は求められております。

それらの新しい取組次第で10年後の自治体に大きな差がつくとも言われております。ほかの町にはない個性豊かなまちづくりを進めるには、新たな発想で臨まなくてはなりません。そのためには、若い職員が考えた枠にはまらない自由な発想と取組が必要と考えます。この若狭町の中で、若手職員のアイデアを今後の「まちづくり」に活かすための施策が取れないかを御提案します。

まず初めに、若手職員のプロジェクトチームをつくり、まちづくりのアイデア創出ができないか、お聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

今ほどは、増井議員から具体的な事例も御紹介をいただきまして、これからの職員のまちづくりへの参画ということで御質問をいただき、ありがとうございます。

私も町長に就任をさせていただきまして、1年4カ月が経過をし、給料もカットをして、財政再建と併せて元気な「協働のまちづくり」の推進に向けて、職員と一丸となって取組をさせていただいております。

辻岡議員の御質問の中でも御紹介をいたしました、高齢者向けのスマホ教室、この取組につきましても、職員から発案されたアイデアを実行に移しまして、世代間の交流やデジタル化、DXを推進する上で大変重要な事業であったというふうに思っております。

また、増井議員から、若手職員のアイデア創出に関する御質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まちづくりを進める上では、様々な視点、角度から、課題を検証し、課題解決に向けた政策の立案や展開が必要であると考えております。このような様々な視点、角度として、若い人の考え方、感覚、これも一つ重要であるというふうに考えております。

昨年10月より、来年度からスタートをする第2次若狭町総合計画の中期基本計画の策定に当たり、若手職員20名によりワーキンググループを設置しております。

このワーキンググループでは、町の課題やその解決に向けた施策、そして、町の将来像について、意見を交わし、アイデアを出しているところでございます。

また、町民の皆様33名による総合計画策定委員会にもこの若手職員20名が加わり、委員の皆様とともに、テーマである「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」を目指して、意見を取り交わしているところでございます。

このように、今後も引き続き、政策立案の一つのプロセスとして、若手ならではの柔軟なアイデアや積極的に提案できる機会を設け、若手職員のスキルアップにもつなげていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。今ほど言われましたように、若手職員によるワーキンググループの成果及びそのアイデアを大いに期待しております。

とにかく、まちづくりは人づくりだと思いますので、活発な意見を交わし、未来の若

狭町づくりに貢献する人材の育成をよろしく願いいたします。

それでは、次に、第2番目としまして、住民目線のまちづくりのための役場職員の地域活動への積極的参加ということで、例えばですが、地域づくり協議会等各種団体へのそれぞれの参加についてどうお考えかということをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

職員の育成として、自治研修所での基本研修、能力向上を目的とした特別研修への参加や職員組合と共同で行う職員研修などを実施しており、職員はそこで基礎知識の習得と課題解決の手法を学び、能力向上や自己研さんに努めております。

自ら地域課題を把握し、課題解決及び地域の活性化に向けて、魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでいくことを大きく期待しているところであり、地域活動への参加は、住民の視点に立ち、行政施策を立案、実践できる機会であると考えております。

当町では、職員による集落連絡員を設置しております。集落と行政のパイプ役、集落のサポート役を担い、住民の皆様と行政がお互いの責任と役割を分担しながら、パートナーとしてまちづくりを進めていくための体制をつくっていくものでございます。

災害時における集落との連携・調整においても重要な役割を担っており、今後、多様化する住民ニーズに対応すべく、地域の中できめ細かい行政を実践することを期待しております。

また、地域づくり協議会の活動に代表される地域活動においても、職員が共に考え、汗をかく、一住民として、地域の課題解決や活性化の活動に積極的に参加してもらうことが望ましいと考えております。

町としても、積極的に地域活動に参加する職員の支援や配慮を行い、住民目線での実践の経験を役場全体に波及していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。さきに述べましたように、「パートナーとしての行政職員」として、まず、職員の意識が変われば行政も変わり、行政が変われば住民の意識も変わると思いますので、住民と同じ目線で集落と行政のパイプ役、また、それぞれの地域活動をよろしく願いいたします。

次に、職員の意識改革のため、一般企業等への派遣や研修をどうお考えでしょうかというところでございます。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、当町では、民間企業への派遣は行っておりませんが、4名の職員の派遣と1名の職員の受入れを行っております。

若狭広域行政組合、美浜・三方環境衛生組合、福井県庁への継続的な派遣に加え、令和2年度より福井県京都事務所へ職員を派遣しております。

通常勤務では得難い経験とノウハウの蓄積や職員としてのレベルアップを期待しております。

また、職員の受入れにつきましては、地域おこし企業人の制度を活用したものであり、株式会社日本航空ジャルセールスから職員1名を受け入れております。

この受入れにより、周りの職員は、外部視点・民間感覚等を吸収する貴重な機会となっていることと考えており、職員の一般企業への派遣や人事交流につきましては、町の成長・発展に貢献できる人材を育成するためには効果的で、周囲の職員にも影響力のある有効な手段と考えております。

民間企業との連携による人事交流などによってもたらされる職員の経験や知識の獲得、町へのフィードバックは、職員が自ら成長していくための意識改革と資質向上の貴重な機会であるとともに、これからのまちづくりを進めていく上で、職員の能力を伸ばしていくこと、特に若手職員の成長や自由な発想による新たな取組を大きく期待するところでございます。

職員の能力、適性や意欲を伸ばす人材育成に努め、適材適所の人材配置の進め方、また組織の活性化を実現し、魅力ある若狭町を実現してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。今ほどの回答のように、すぐに民間企業への派遣や研修は大変難しいかとは思いますが、やはり公務員と民間企業を比べてみますと、例えば、挨拶などの礼儀作法はまだまだ不十分だと思いますし、職場のコンプライアンス意識も薄いと思いますので、ぜひ定期的な研修会を開催していただき、職員の能力向上や意識改

革を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

役場職員の若狭町の居住についてということでございます。

我が町では、子育て支援策をはじめ、18歳までの医療費無料化、奨学金返還支援制度、学生帰省支援や定住・移住応援（Uターン・Iターン）などがございますが、幅広い支援や対策を講じ、「住みたくなるまちづくり」を展開しておられますが、人口減少には歯止めがかからない状況が続いております。

また、先ほども申しましたように、地域づくり協議会や各種団体においても、あらゆる活動を通じながら、また役場と連携した中で地域の活性化に取り組み、「若狭町定住に向けた地域づくり」を実践していただいているところでございます。

特に最近、熊川宿では、町外や県外から多くの若者が参入し、新しいまちづくりに日々邁進されておられ、熊川に限らず、町の活性化に大きく貢献していただいていると思います。そのように町のあらゆるところで定住促進や地区の活性化に取り組み、少しでも人口減少に歯止めをかけようと、日々、様々な活動がなされております。

しかし、その反面、個々それぞれの理由もあると思いますが、町の職員の中でかなりの方が町外から勤務しているとお聞きをしております。そのことは、町民税はもちろん、地域支援、消費等にも関係しておりますが、地域活動にも少なからず影響を与えているとも考えます。

町外居住職員の皆さんに一人でも多く町内に住んでもらうためにはどうしたらよいか、また、住みやすい町にするためにどうしたらよいかを真剣に御検討いただきたいと思っております。

その中で、まず最初に、現在、町外から勤務されている職員は何人おられるのか、お聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

現在、38名の職員が町外在住でございます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。私としては、一人でも多くの方に、このすばらしい若狭町

に住んでもらうことが第一ですが、いろんな問題もあろうかと思えます。

今後、ぜひ職員自らの力で、もう一度、ふるさとを見詰め直し、自分たちの手で、住みよい町、魅力ある町、元気な町にして、一人でも多く住んでいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番目ですが、今回の南越前町のような大きな災害が発生した場合、職員の緊急招集の遅れなど業務に支障が出ないのか。また、このような問題をどう考えているのかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えします。

町職員は、まちづくりや行政サービスの担い手として、住民の立場に立って、地域の事情を理解して職務に当たるべきと考えております。

そこで、平常時の業務対応はもとより、災害時の緊急対応といった場合でも、速やかに職員を招集し、適切な対応ができるよう体制を整えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。今回、南越前町を襲った大きな災害ですが、復旧には最低でも10年以上かかるとも言われております。町には大変大きな損失が発生しております。

町職員はふだんから住民とコミュニケーションを取ることは非常に大事だと思います。絶えず集落や地域に出向き、親密な関係を構築し、住民の声を聞いたり、日々、地域の変化を把握いただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、1番の話にもなりますが、3番目としまして、職員の定住策をどう考えているのか、また、新築時の住居手当や子育て対策などの助成はあるのか、お聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

助成制度などは設けておりません。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。助成制度は設けてないということですが、先ほども何度も述べさせていただきましたように、若狭町は子育てや生活環境にはすばらしい町ですので、今後、結婚される方や住まわれる方々には、職場の先輩として温かい助言やフォローアップをどうぞよろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税に対する職員の協力はどのようにしているのか、お聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

ふるさと納税は、御承知のとおり、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、応援したい地域にも力になれる制度でございます。

当町におきましては、10月を「若狭町ふるさと納税推進月間」として、課長会等を通じ、職員に対し、町外の友人・親戚・知人などに広くPRしていただくようお願いしております。

ふるさと納税は、当町において貴重な財源であり、返礼品を通じて当町をPRできる場でもあることから、引き続き、積極的な広報及び返礼品取扱事業者の募集活動を行い、地域の活性化に努めてまいりますので、御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。若狭町のふるさと納税も定着しておりますが、納税額も年々順調に増えてきておりますが、やはり全て担当課に任すのではなく、もう一度、職員で勉強会を開くなりして周知徹底をし、職員全員で取り組みながら、この若狭町をPRしながら、さらなる増加に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

独り世帯増加への対応策についてということでございます。

令和2年の国勢調査では、若狭町の65歳以上の構成比が36.5%となっております。

す。ちなみに、福井県は30.6%、全国では28.6%ということで、大変高い数字でございます。

また、その中で、福井県の単独世帯数を30年前から比較いたしますと、2.2倍でございます。平成2年の3万9,678世帯から令和2年の8万6,282世帯ということでございますし、同様に高齢者単身世帯（65歳以上）については、さらに増えまして3.5倍でございます。平成2年の8,843世帯から令和2年の3万1,367世帯というような状況でございます。

そのような中、近年、この若狭町でも独り世帯の孤独死も増えてきております。また、今年に入ってから高齢者のみならず65歳以下の方でも死亡された方がおられます。

今の時代は昔と違ひまして、住民同士が密接に付き合い、共に助け合った時代とは異なり、都市化が進み、希薄な人間関係が普通となり、個人情報の尊重やプライバシーの保護という観点から、行政や地区や集落の中でも「共助」が思うように進んでないのが現状でございます。

さきに述べましたように、これまで孤独死というと、老人の独り暮らしの方がほとんどでしたが、最近では、若い人の中でも、訪ねる方もなく、死後何日も放置されるという事例も発生しております。

若狭町では、「地域包括支援センター」を設置し、若狭町地域見守りネットワーク活動を具体化し、「みんなで見守り、助け合う地域へ」を推し進めておられますが、年を追うごとに、町の担当職員の皆さんをはじめ、民生委員、区長さんなど、それぞれの負担が増えてきているのも事実と聞いております。

そこで、独り暮らし世帯の現状と課題や問題点、今後の方策をお伺いいたします。

まず最初に、若狭町の独り暮らし世帯数は現在、何件あるのか。また、全体では65歳以下ではどのようになっているのかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

令和4年8月1日現在の住民基本台帳の世帯数は4,954世帯でございます。

独り暮らし世帯につきましては1,275世帯、そのうち65歳未満、474世帯、65歳以上、801世帯でございます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。若狭町の独り暮らし世帯数は1, 275世帯という回答をいただきました。町全体では4, 954世帯ですので、全体の25.7%、約4世帯に1世帯が独り暮らしということになります。

今後、町や地域との連携強化やさらなる対応が重要となりますので、よろしく願いいたします。

次に、独り暮らし世帯のことについてですが、孤独死防止にどのような対策があるのか、また、この問題を踏まえ、今後どうしていくのかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

孤独死防止につきましてお答え申し上げます。

高齢化により、独り暮らしの高齢者が増加しており、それに伴い孤独死の増加は社会問題となっております。

孤独死は、独り暮らしの方が誰にも看取られることなく、自宅などで生活中に突発的な疾病によって、死亡されることとされています。孤独死を少しでも早い段階で発見することができるよう、地域のつながりをつくり、孤立しないための対策が重要と考えております。

地域住民の皆様や事業者の方々といった様々な地域のつながりの中で、見守り活動を推進し、地域見守りネットワークの構築と充実を目指す必要があると考えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。近年、孤独死も社会問題ともなってきました。

さきに述べましたように、若狭町の世帯数のうち4分の1が独り暮らしでありますので、地域との連携はもちろん、町としても十分な対策の構築や地域の見守り体制の充実をお願いいたします。

次に、地域見守りネットワーク、また、地域見守り活動の現状と問題点、そして、今後の方策についてお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

現在、町では、県民生協、郵便局などの事業者と地域見守り協定もしくは包括協定を締結し、それぞれの機関がふだんの業務で異常や異変に気づいた際、町へ通報をいただける協力体制を整えています。

これまでも福祉関係の事業所や弁当宅配業者や燃料店など地元の事業所から、異変に気づかれたときに通報を頂戴しております。

そのほか、緊急通報装置を設置しておられる独り暮らしの高齢者に定期的に電話による安否の確認を実施しております。

地域におきましては、コロナ禍においても、民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員の方々が日常の見守り活動に取り組んでおられ、三者が協力して高齢者の訪問活動に取り組んでおられる、そのような地域もございます。

また、地区や集落単位の支え合い活動として、買い物の送迎支援や支え合いマップの作製、「黄色いハンカチ」で安否確認をするなど、「互助」としての地域の支え合い活動に取り組まれておられます。

この「互助」活動を継続していく上では、集落や地域の役職の交代や担い手不足などの課題がございます。また、他者とのかかわりを拒まれるようなケースもあり、対応に悩む場合もございます。

町といたしましては、それぞれの地域の特性や実情に合った「互助」の取組を引き続き支援してまいりたいと考えています。

今後も地域の方や事業所の方の御協力をいただき、幾つもの見守りの網をかけるような効果的な活動となるよう見守りネットワークの構築に努めてまいりたいと考えております。どうぞ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。地域においても、社会環境の変化やコロナ禍により十分な訪問活動や地域見守り活動が実施できてないのが実情でございます。その分、民生委員さんや区長さんなどの負担の増加にもつながっておりますので、早急なネットワーク構築も重要課題であります。もう一度、地元企業や各種団体の協力をいただきながら、町民一人一人が見守り活動ができるような体制を推し進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、町民への周知と告知方法はどのようなものかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

増井議員の御質問にお答えいたします。

周知の方法につきましては、これまで地域へ出向き、地域づくり協議会や福祉関係者の方と一緒に地域課題について話し合い、「互助」や「支え合い」について研修会や懇談会を実施してまいりました。

しかしながら、ここ数年は、コロナ禍にあり、人が集うことが制限され、十分に地域に出向くことができない状況でございます。

引き続き、広報誌、町のホームページでの周知のほか、回覧板や様々な場で地域支え合いの取組等の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。町民の皆さんの意識や思いやりが重要になってくると思います。様々な情報手段を活用していただきまして、安心してこの町に住めるよう、また、誰一人孤独死を出さないように、今後、周知徹底していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、地域見守りネットワークの連絡会議について、どのように行っているのかをお聞きいたします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

増井議員の御質問にお答えいたします。

地域見守りネットワークの構築には、地域の皆様の御理解と御協力が大変重要でございます。

現在、関係機関と個々の連携を取っておりますが、連絡会議の開催には至っておりません。

今後、連絡会議の開催を含めまして、地域見守りネットワークの構築に向けまして、既に協定を締結している事業者だけでなく、地域の事業者の方の御理解と御協力をいただき、支え合いの輪を広げてまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。まだ、会議も開催されてないということですが、何度も言うように、今後の若狭町には、「見守りネットワーク」の構築は重要かつ必要不可欠であります。ぜひ地域の事業者のさらなる御理解、御協力をいただきながら、早急に連絡会議を開催いただきまして、現状と課題、また、今後の展望を御検討の上、さらなるネットワークづくりをお願いいたします。

冒頭に申し上げましたように、令和2年の若狭町の65歳以上の高齢化率が36.5%であります。予測では2030年には39%を超えるものと思われまます。高齢者が増えていけば、自然と独り世帯も増えるものと予測がされます。

若狭町の「安全・安心なまちづくり」に向けて、町と地域住民がより連携し、地元と一体となったさらなる取組を強くお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

再開は、11時5分からとします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、12時4分までとします。

○4番（倉谷 明君）

よろしく申し上げます。

1点目の質問です。

災害への備えの実態について伺います。

先月4日は奥越を中心に、5日は丹南から嶺南東部に線状降水帯が発生し、記録的な大雨となりました。近年、毎年のように日本の各地で線状降水帯が発生し、甚大な被害をもたらしています。いづどこで発生しても不思議ではない状況です。

近年では、若狭町でも、平成11年、25年の水害では大きな被害が発生しました。台風や近年の線状降水帯発生はある程度の精度で予報が出されていますが、それでも被

害を防ぐことは不可能です。

しかし、人的被害は備えの仕方、避難の仕方です。

そこで、大規模災害への備えについて質問です。

まず、避難所開設の基準をお伺いします。

自然災害に対しては、行政に期待・依存することなく、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則であると若狭町地域防災計画には記載されています。

町長が避難指示を発令しますが、土砂災害警戒区域では予測が困難なケースもあり、避難指示を待たずに自主避難されることもあると思われます。

そこで、繰り返し発生の可能性が高い洪水の場合に絞り、避難所開設の基準、タイミングはどのような状況のときでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

災害の発生もしくは発生するおそれがある場合には、災害警戒本部または災害対策本部を設置し、現場班が町内の危険箇所等を巡回しながら、関係機関と緊密な連絡を行い、災害応急対策を実施することとしております。

その中で、洪水時の町の指定避難所の開設基準についてですが、若狭町地域防災計画において、河川の水位状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ避難指示等の具体的な発令基準並びに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導の体制を計画するとなっております。

本町におきましては、大雨・洪水警報が発令され、北川の水位が7メートル、はず川の水位が1.6メートルを超えるに至ったときは、高齢者等避難を行うこととして指定避難所を開設することとしております。

当然のことながら、それまでの降雨状況や今後の雨雲の予測に基づき、国、県等の関係機関と情報交換を行いながら、総合的に判断し、危険度・緊急度が高い場合は、先ほどの水位等に至らない場合であっても高齢者等避難等が発令することとしております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。1人では避難できない高齢者には、避難情報があらゆる手段を使って伝わる体制の準備をお願いします。

避難所受入れ可能人数の算定方法についてお伺いします。

町のホームページにあります、指定避難所及び指定緊急避難場所一覧表（令和4年4月現在）にあります、受入れ人数が施設によってはそこまで収容できないのではないかとと思われる避難所があります。

コロナ禍での発災時、人との離隔距離やプライベート空間を考慮した場合に、収容可能人数が一覧表にある収容可能人数より減るのではないのでしょうか。1人当たりの面積の基準はあるのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

現在、本町における指定避難所は、コロナウイルス感染症対策もあり、小学校や公民館等の19カ所で開設することとしております。

各地区の小学校を基本として受入れを行い、コロナウイルス感染症疑似者等につきましては、公民館等への避難をお願いしていくこととしております。

そのため、本来の施設収容可能人数は19カ所で約4,300人ですが、コロナウイルス感染症対策の1人当たりのスペースを4平方メートル以上確保することを基本とし、避難者が多く、その収容が困難な場合であっても、換気やマスク等の着用を徹底し、人と人との距離を最低1メートル以上確保することとしており、これらの対策により、約700人の受入れを行うこととしております。

また、災害の規模により、700人を超える避難となる場合は、保育所や中学校等の16カ所の指定緊急避難場所を新たに開設して対応することとしております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。コロナ禍により指定避難場所が変更になっている地域もあるようですし、再度、周知をお願いしたいと思います。

大きな被害が発生した場合、避難所での長期滞在となる可能性があります。その場合、食糧・水・防寒用の毛布等の備蓄数量はそれぞれの避難所での受入れ人数で算出するのでしょうか。それとも町全体で定めた数量を分散備蓄しているのでしょうか。

また、長期化した場合の物資などの調達方法はどのようになっていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

災害時における円滑な物資の供給を図るため、地区ごとの避難所等において、生命、生活を維持するために最低限必要な物資の分散備蓄に努めております。

町全体としましては、若狭町地域防災計画に基づき、地震による被害予測による最大避難者数の1,200人に基づき、1日分の飲食分を備蓄することとしており、非常食は3,600食分、飲料水は大人1人当たり1日3リットルを目安として3,600リットルを備蓄しております。

また、毛布につきましては、950枚を備蓄しており、その他にも防災倉庫にはヒーターや大型扇風機、スポットクーラー等を整備しておりますので、それら備蓄機器の動作確認も行いながら、避難所の環境の向上と適切な備蓄機器の管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、避難生活が長期化する場合の物資等の調達方法についてですが、現在、県内外の8企業と災害時の物資供給に関する協定を締結させていただいており、必要に応じて物資の供給を要請することが可能となっております。

また、企業以外の自治体におきましても、福井県及び県内市町における相互応援に関する協定を締結しております。

その他、県外の市町につきましては、姉妹都市の高槻市や友好交流都市の吹田市をはじめ、隣接する高島市、全国梅サミット協議会加盟の和歌山県みなべ町等の12市町、これまでの交流事業等による島根県益田市等の4市町において、災害時における相互応援協定を締結させていただいております。

県外におきましても、合計19市町と相互応援協定を締結しており、本町の被害状況等に応じて応援要請を行うことができることになっております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。避難生活に備え、食糧や機材を整備した防災倉庫が設置され、先日も点検作業が実施されたと公民館長から聞いております。

員数だけでなく、作動確認して、十分機能を発揮するかもしっかり確認していただきたいです。

過去の水害から学び、強化された防災対策と今後の計画について質問します。

平成11年には、大雨で、はす川下流域や西田地区での建物損傷や浸水被害がありました。また、平成25年には、台風18号による大雨でも、鳥浜や西田地区の浸水、野木川が決壊し、住宅への浸水被害がありました。

避難所が開設されるような状況になると、既に被害が発生していたり、危険な状態の箇所が多数あらわれると思われます。情報を速やかに町の災害対策本部へ伝えることが重要ですが、伝達方法、情報の一元化はどのような体制で行われているのでしょうか。

情報が多いにこしたことはありませんが、錯綜し混乱しない対策は講じられていますでしょうか。町の防災組織と各地区防災組織との連絡体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

災害発生時には、まず、職員の集落連絡員が集落における自主防災組織である区長の皆様と連絡を取りながら、集落内の被害状況の把握を行い、災害活動等についての対応をお願いしております。

それらの情報につきましては、災害対策本部の総務班で一元的に集約した上で、本部会議等で共有することとしております。

また、各地区における地域づくり協議会の防災部会等につきましては、長期化等が予想される避難所の運営を中心に御協力をお願いさせていただくこととしており、昨年度の町の防災訓練におきましても、各地区避難所の開設訓練に御参加いただき、避難者の受入れや防災倉庫にある資機材の確認等を行っていただいております。

今後につきましても、災害発生時に速やかな連絡が取れるよう、各集落と集落連絡員や各地区公民館との連携を図るとともに、6月に実施した水防訓練や10月に実施する防災訓練の中での避難訓練等を通して、適宜、対応の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。町の職員が集落連絡員として、各地区の自主防災組織の区長や防災担当者と連絡を取るとのことですが、職員もまたそれぞれの立場での職務もあろうかと思えます。活動に支障がないよう、毎年行われる防災訓練などの中で連携の確認

をお願いします。

避難指示が発令された場合、高齢者、要支援者などの避難は、各地域、各集落の自主防災組織が主となり、避難行動をとることになると思われま

す。町としては、日頃の備えや運営方法、防災訓練など、各地域、各集落の自主防災組織へどのような働きかけをしていますでしょうか。

昨年、熱海市での土石流災害では、住民の安否確認ができないことが発生しました。個人情報保護法が裏目に出て、住んでいる人の把握ができなかったためでした。小さな町でも隣人の状況が分からないほど、昨今では隣人との交流が希薄になってきています。誰一人取り残さないまちづくりを目指していますが、町は独居老人や緊急時の要支援者を全員、把握できていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

高齢者や要支援者等の災害対応につきましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難行動が困難な方につきまして、個別避難計画を作成することが努力義務化され、作成期間として、おおむね5年程度とされております。

本町におきましても、区長会、各地域づくり協議会、民生委員の皆様へ趣旨説明と事前協力依頼を行いながら、令和6年度中の作成に向け準備を進めており、現在は避難行動要支援者名簿登録申請書に係る同意書の取りまとめ作業を行っております。

今後につきましては、個別避難計画を作成するに当たり、再度、関係団体との調整が必要となりますので、その機会に情報共有を図りながら、高齢者や要支援者等へ災害への備えのお知らせや広報紙等を活用し、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、集落等の自主防災組織への防災教育や避難誘導訓練につきましては、昨年度に発足した若狭町防災士の会が三方区や三宅地域づくり協議会に出向き、防災に係る研修会を実施しております。

また、昨年度からの防災訓練におきましても、地区単位から集落単位での実施も依頼しており、集落センターへの一時避難や避難時の支援が必要な世帯の確認等を集落の事情に併せて実施していただいております。

災害の対応につきましては、平常時からの取組が最も重要でありますので、引き続き、関係団体の御理解と御協力を得ながら、防災教育や避難訓練等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。要支援者などの個別避難計画の作成が進行中とのことですが、しかし、実態把握は民生委員さんだけでは負担が重過ぎると思います。

上野木区では、昨年、区長さんが中心となり、区民の個人情報の取扱いの同意書を取り付け、区民台帳を作成しました。ほかの集落でも同様の活動をされているところがあるかもしれません。日常の生活の実態、避難時の支援の要否、避難時には誰を頼りにするか、緊急時連絡先など個人情報満載の区民台帳です。よって、取扱いには細心の注意をします。

活用は災害時だけではなくありません。そのほかふだんの見守り活動や緊急時にも活用できます。この先の集落の生活実態を考えますと、必需品です。

野木地区地域づくり協議会では、この事例を取り上げ、他の集落の区長さんへも働きかけをしています。

災害時は、「自分の命は自分で守る」が防災・減災の原則です。今年の防災訓練の重点的内容はどのような計画でしょうか。地域で命を守る「互助・共助」の訓練になっていますでしょうか。個人の災害への備えの普及・啓発につながる内容が盛り込まれていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岸本環境安全課長。

○環境安全課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

今年度の町の防災訓練でも災害発生時の集落での初動対応が重要でありますので、各集落におきましても地域実情に応じて行動していただく訓練をお願いさせていただき予定でございます。

その中で、情報伝達訓練につきましては、音声告知放送と携帯電話を活用した緊急エリアメールでの伝達を予定しております。

次に、個人の備えの普及・啓発活動につきましては、避難時に非常用持出袋の中身を確認していただき、集落センターへの一次避難時に持参して避難していただくことを依頼したいと考えております。

そのほかにも、広報紙等を活用して災害時の備えの周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。一昨年、町は非常持出袋を1世帯に1セットを配布しました。しかし、どの家庭でも眠ったままになっているのではないかと想像します。

災害に備え、人数×3日分を常備している家庭はどれほどあるでしょうか。

年に一度の町の防災訓練の日を個人の備えの普及・啓発活動の日として、「自助」を訴えかけてはどうでしょうか。

広報活動だけでは不十分だと思います。特に要支援者に対しては、浸水区域に指定されているところからでも、地域づくり協議会の力を借りて個別に訪問するなりして備えを確認する積極的な行動が必要と思われます。

冒頭にも話をしましたが、線状降水帯がどこで発生しても不思議ではなくなっています。この若狭町を襲うようなことがあれば、過去に発生した水害を上回る規模の災害が起こる可能性があります。

県は、水月湖からのトンネル放水路の建設も含めた「早瀬川水系河川整備計画」で改修をしていますが、完成がいつになるか、明確ではありません。

完成を待つまでの間に、過去と同程度、あるいはそれを上回る水害が発生した場合、自然排水を待つしかないのでしょうか。現時点での備えはどのようになっていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、お答えいたします。

災害発生の際には、関係機関、連携を図り、それぞれの分野で応急対策や災害復旧事業による恒久対策を講じていきますが、特に水害発生時の初動といたしまして、水防団による水防活動や災害協定に基づく建設業会との連携による大型土のうの設置等、浸水防止対策を実施します。

また、河川の氾濫等による浸水が発生した場合には、浸水を早期に解消するため、国土交通省が保有する排水ポンプ車の貸与による緊急排水をはじめ、昼夜を問わず復旧作業を行うための照明車の活用等、復旧作業の迅速化を図るための協力体制が構築されています。

また、近年、気候変動に伴い各地で頻発する大雨により激甚化する災害など、今後の

水害リスクの増大に備えて、令和3年度に早瀬川水系流域治水プロジェクトを策定しており、流域全体で可能な治水対策を進めてまいります。

早瀬川水系流域治水プロジェクトでは、「早瀬川水系河川整備計画」に明記された放水路及び湖岸堤の整備に加え、河川浚渫や堤防強化の河川対策をはじめ、水系の上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、町が一体となって流域治水を推進していくこととしております。

まず、ハード対策としましては、本支川の河川浚渫により河積断面を確保するとともに、水月湖から日本海への放水路整備及び湖岸堤の整備を完成させることにより、三方五湖の水位上昇に伴う浸水被害を防止することとしております。

また、ソフト対策としましては、地域防災マップの作成や要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練を実施することで、災害時の危険箇所や避難計画を住民に広く周知し、被害軽減につなげていきます。

併せて、監視カメラ画像、水位情報の提供や浸水想定区域図、ハザードマップの更新等、ソフト対策を継続的に実施することとしております。

町としましては、引き続き、「早瀬川水系河川整備計画」の放水路や湖岸堤の早期完成について関係機関に要望していくとともに、事業完成までの水害対策として、県、町が一体となって実施可能な流域治水対策をハードとソフトの両面で検討、実施してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。恐らく早瀬川水系の河口は美浜町早瀬から日本海へ抜ける1カ所だと思えます。高潮の発生が重なれば、さらに排水が遅くなると思えます。排水ポンプがあっても海への排水は素人が考えるほど簡単ではないと思えます。

過去に浸水被害があった地域の湖岸堤の工事や水路の浚渫など、トンネル放水路完成までにも急ぎ計画が進行するよう県に働きかけをしていただきたいと思います。

2点目の質問です。若狭町職員定数計画についてお伺いします。

企業など採用試験の季節になりました。若狭町職員2023年4月採用の事務・保育士・土木の募集受付がありました。

コロナ禍ではありますが、有効求人倍率は回復の傾向にあるようです。しかし、公務員の志望者は国、地方ともに減少基調が続いているようです。

若年層が都市部へ、福井県では女性の転出が男性を上回っています。

そこで、職員の定数管理について質問します。

まず、今月18日に行われます採用試験への応募状況を教えてください。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

2023年、令和5年4月採用職員の募集人数と応募の状況ですが、まず事務職でございます。高校卒業枠1名の募集に対して2名の応募があり、一般枠若干名の募集に対して9名の応募がありました。

また、保育士若干名の募集に対して3名の応募がありました。

土木職若干名の募集には、応募はありませんでした。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

土木職への応募がなかったのは残念です。すぐさま欠員になるような状況ではないと思いますが、UIターンで応募してもらえるよう働きかけをお願いします。

さきの質問でも災害への備えを取り上げましたが、災害を防ぐための環境づくりでは重要な業務を担う職ですので、一般職からも業務に適している人材を発掘し、技術職の育成もお願いしたいです。

個人の業務量が増えたり、新人に過度の負担（実務、精神的に）となったり、悩んだりして、仕事に喜びを見出せなくなっていないかと親心のような心配をしています。過去5年の採用実績と離職率を教えてください。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えします。

過去5年の採用者数は、平成29年度8名、平成30年度3名、平成31年度2名、令和2年度10名、令和3年度7名を採用しております。各年度とも採用予定者数を下回ることはございませんでした。うち、離職者は1名となっております。

また、令和4年度については、6名、採用いたしました。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

定数が決まっていますと、途中退職で業務に支障を来さないかです。

例えば、保育園などで保育士1人当たりの児童数に制約がある場合、補充要員が要るのか、それとも人的余裕を持った要員で運営しているのでしょうか。

途中退職だけではありません。コロナ感染で欠員を想定すると、ほかの職員に過度な負担を強いることになるかという心配があります。定員割れが生じた場合、どのように対処されるのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町職員定員管理計画に基づき、正職員を計画的に採用し、人材の確保を行っておりますが、自己都合により、定年を待たずに退職する職員もあり、現在は事務職や保育士が定員計画数を下回っております。

職員数の不足については、会計年度任用職員の採用・更新任用することで対応しておりますが、今後は事務系職員、保育士の継続採用が重要であると考えております。

また、令和5年度から定年退職年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度以降は65歳定年退職年齢となります。

定年延長人材の活用も含めた人材配置や、今後、重要となる土木、情報など専門分野の人材確保を進め、安定した自治体運営を目指していきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。これまでは採用予定者数を下回ることなく採用できていたとのことですし、会計年度任用職員で定員割れに対応できていたようですが、今年の応募状況からは少し心配も残ります。

町の人口が減少しておりますが、業務内容が減るわけではないですから、単純に職員を削減とはいきません。一部業務の民間委託や管理部門の外注化等で職員の負担を減らすなどを検討されていると思います。今後10年の人員計画はどのようになっていますでしょうか。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

まず、御質問にお答えします前に、先ほどの定年延長の件でございますが、私、令和3年度以降、65歳と発言いたしましたけれども、令和13年度以降は65歳定年退職年齢となりますと訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

事務職を150名程度とし、安定的な行政運営を進める体制を構築するとともに、土木、情報、社会福祉士など、専門知識が必要な職種の人材の確保に努めております。

保健師については、10名程度を確保し、安全・安心な保健衛生の推進に努めております。

保育士については、50名程度としております。

児童福祉会審議会答申との整合も図り、保育所の今後の在り方や少子化も考慮しながら、会計年度任用職員制度を活用しながら計画的な採用を進めてまいります。

技能労務職については、平成19年総務省通知により、今後、採用を行えないことから、退職不補充となります。

調理員、技能員の行う業務については、民間委託を進めていきます。

医療職については、経営計画に基づいて採用を行うことを基本としてまいります。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。専門知識が必要な業務は民間委託ができるにしても、それを管理監督する立場の職員にも知識や資格も必要です。職員の中から養成もお願いしたいです。

次に、職員採用、登用におけるジェンダー・ギャップ指数についてお伺いします。

男女平等が叫ばれています。福井県の県や市町職員で女性管理職の割合が高く、行政分野でのジェンダー・ギャップ指数の都道府県別ランキングは7位です。

若狭町の女性課長は2名ですが、県下では低いと思います。女性管理職の目標比率はありますでしょうか。女性管理職登用について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

当町におきましては、意欲と能力のある女性職員がより一層活躍していけるよう、令

和2年4月に「若狭町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を改訂し、令和2年度から6年度の5カ年の計画を定めております。

その行動計画では、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備や職場づくりへの取組方針、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標などを設定しており、管理職の登用についても、「令和6年度までに管理的地位にある職員に占める割合を10%以上にする。」という目標を掲げております。

本町における管理的地位にある職員に占める女性職員は、令和3年度では1名でありましたが、女性比率は7.1%でした。令和4年度には2名となり、女性比率は12.5%となりました。

住民と一体となったまちづくりの推進や住民に寄り添うきめ細かな行政運営を行っていく上で、女性職員の活躍は欠かせないものだと考えております。

しかし、現状では、中間管理的な地位への登用は進んでいるものの、課長級への登用は十分に進んでおりません。

SDGsを推進する上でも、持続可能な社会を構築するためには、女性が活躍することが不可欠であり、「ジェンダー平等」と「女性のエンパワーメント」を促進するため、優秀な女性職員がこれから管理職として活躍していけるよう、昇任試験への受験の促進やキャリア形成の支援に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。女性管理職の割合の目標が10%は低いように思うのは私だけでしょうか。ただ、能力、資質があつての登用ですので、単純に割合を増やせばよいとは思っていません。

職員の女性の比率が高いですから、男性と同様に能力的には十分な方が多くおられると思います。しかし、昇任試験の受験をされる方は少ないと聞いています。女性管理職を育てる環境づくりと女性職員の意識改革がポイントになると思います。

昨今の子育て状況を目の当たりにしますと、男性が育児休暇を取得したり家事の分担をして生活面での男女平等が進んでいるように思われます。

しかし、経済分野でのジェンダー・ギャップ指数の都道府県ランキングでは、福井県は43位です。

また、地域活動への女性の進出においては、地域性もあつてか、不十分です。家庭の壁もあるのかもしれませんが。集落の役員をしていただける女性のごくわずかです。

町の職員に女性管理職が増えることで、住民の方々の視線に触れることが女性の地域活動への進出の刺激になることが期待できると思います。そして、女性の声が行政にも届き、多様な人材が活躍するまちづくりの原動力につながると確信します。

女性職員の活躍への支援をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 48 分 休憩）

（午後 0 時 59 分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時までとします。

なお、北原議員より、資料配布と提示の申し出がありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

最初に、就学援助について質問をいたします。

アベノミクスの結果、我が国では、貧困と格差が拡大しました。その上に、コロナパンデミック、ウクライナ戦争、円安が追い打ちをかけ、現在、物価が異常に上昇しております。子どもさんの教育費を捻出するのに御苦労されている家庭も増えてきているのではないかと案じております。

「義務教育」、すなわち、小・中学生の教育は「社会の義務」であり、このようなときこそ就学援助制度が大いに活用されなければなりません。

本町の就学援助の状況についてお尋ねをしていきます。

まず、本町の小・中学生の中で、どのぐらいの児童・生徒が就学援助を受けているのか、いわゆる就学援助率ですが、平成30年以降の就学援助率をお答えください。

併せて、他の嶺南5市町の状況についてもお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、北原議員の御質問にございました、就学援助制度について、その概要を御説明いたします。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費や、今年度よりはタブレット端末を持ち帰っての学習に対応するための「オンライン学習通信費」など必要な援助を行うもので、自治体ごとにその要件を定めているものです。

なお、嶺南6市町の就学援助率につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、私のほうからお答えします。

平成30年度以降の嶺南6市町における「就学援助を受けた児童生徒数の小・中学生総数に対する割合」、いわゆる就学援助率についてですが、

平成30年度では、敦賀市が9.05%、小浜市が9.933%、美浜町が3.40%、高浜町が6.33%、おおい町が5.14%、若狭町が4.39%。

令和元年度では、敦賀市が9.45%、小浜市が9.54%、美浜町が5.45%、高浜町が8.25%、おおい町が6.59%、若狭町が4.25%。

令和2年度では、敦賀市が10.09%、小浜市が9.39%、美浜町が5.14%、高浜町が8.20%、おおい町が7.08%、若狭町が4.93%。

令和3年度は、敦賀市が10.32%、小浜市が8.39%、美浜町が4.10%、高浜町が6.92%、おおい町が7.35%、若狭町が4.89%となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、お答えいただいた数字をグラフにしたものがこれでございます。

今は平成30年度以降ということでしたがけれども、以前、質問したことがあります。その以前のデータもございますので、9年間のデータということになっております。

御覧いただいて分かるように、これは若狭町ですが、若狭町はほかの市町に比べて低いこと、そして、年々増加傾向にある、こういうことが歴然としているのではないかと思います。

では、どのような場合に就学援助の支援が受けられるのか、就学援助の受給要件ですね、受給要件の質問に移ります。

就学援助を希望される世帯は申請を行います。申請が受理されるかどうかというのは、特例はありますけれども、ざっさくり言えば、世帯の所得で決まります。世帯の所得が一定額以下であれば、就学援助が受けられます。この一定額、つまり所得の上限とその所得の考え方が市町によって違います。これがどのように定められているのか、本町及び他の市町についてもお尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けた「一定水準」以下となる世帯が受給資格の対象となっております。

一定の係数とは、若狭町の場合、「1. 2倍」と定めており、若狭町と同率の自治体が1つ、係数が「1. 3倍」の自治体が2つ、「1. 5倍」の自治体が1つ、独自の基準を採用している自治体が1つとなっております。

また、認定の基準根拠となる「所得」についてですが、若狭町では、給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を差し引いた額であり、複数の所得がある方については、それらを合算した金額である「総所得金額」と定義しております。

嶺南の他市町では、若狭町と同じ自治体はなく、「総所得金額」から一定の所得控除を差し引いた金額と定義している自治体が4つ、世帯の人数により目安額を設定している自治体が1つとなっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいまの御答弁で、市町の名前と、この紹介はございませんでしたけれども、それは公表されておりますので、名前を入れて、表にしますと、このようになります。

所得上限、それから申請に用いる所得ということですね。

この所得上限の基準額というのは、今、御説明のあった「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額」というものでありまして、「生活保護基準」のようなものでございます。これは嶺南の各市町とも同じ金額でございまして、その金額に係数を掛ける、若狭町1. 2、それぞれ1. 2、1. 3、1. 5というふうな係数を掛けたその金額が所得の上限ということですね。

この希望者が、申請のときに、その世帯の所得ということで何を申請するかと、どういうものを申請するかというと、若狭町は総所得を書き入れる。ほかの市町、これは総所得から社会保険料を引いて、それを所得として記入すると、そういう形になるわけですね。

御覧のように、この所得上限というのは、若狭町が一番低いわけです。いわば「狭き門」ですね。

それで、申請に用いる所得というのは、ほかのところは、この社会保険料等を差し引いて申請するわけですが、若狭町ではそのまま。いわば、ほかのところは服を脱いで裸なんだけど、若狭町は服を着たままだと、こういう感じですね。

若狭町は、この「狭き門」をくぐるのに、着物を着て着膨れしたままくぐるんだということで大変ハードルが高いわけですね。ほかの市町よりもくぐりにくいと、ハードルを超えにくいと、いわばそういう形になっているわけです。

このことが本町の就学援助率が低いことにつながっているのではないかと、支援されるべき家庭に支援が届いていないのではないかと、私はそのように案ずるわけでございます。もっと支給要件を緩和してはいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

県内市町において、就学援助基準の算定に係る係数及び所得の基準については、市町によって積算方法が異なっております。

特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を採用している自治体の係数については、県内市町でも1.0倍から1.5倍となっており、所得額についても、自治体間で統一的なものではなく、各自治体の裁量に任されております。

先ほど申しましたとおり、現在、本町では、準要保護者の認定に当たっては、経済力判定の目安として、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以内を基準としておりますが、認定に当たっては、1.2倍を上回った場合であっても、民生委員と学校長の意見を収集し、教育委員会で総合的に判断しております。

支給資格の基準については、教育委員からも、昨今の社会情勢や県内市町の状況を考慮し、基準の見直しに関する御意見をいただいております。現在、教育委員会としても検討している段階でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

教育委員の方からも見直しの意見が上がっている、教育委員会としても検討しているということでございました。前向きの結論が出ることを期待いたします。

冒頭に申しましたように、こういう社会情勢でございます。今、現に困っているという家庭には、判定に用いる「昨年の所得」ということではなく、また、年度途中であっても、直ちに就学援助の手を差し伸べていただきたいと思います。

続いて、学校給食に関する質問をいたします。

まず、給食食材の地場産率です。

福井県は、毎年、6月と11月のそれぞれ1カ月間、学校給食の地場産率を調査しております。平成30年以降について、本町学校給食の地場産率をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

福井県では、地場産学校給食の効果的な推進を図るため、毎年6月と11月に学校給食における地場産食材の使用実態について「学校給食食材産地別使用量調査」を行っています。

平成30年以降、直近4年間の若狭町の地場産食材使用率は、おおむね県平均を上回っている状況にあります。

また、この調査は、使用量のほかに使用品目も調べていますが、使用重量のみで比較すると、その地域の根菜類や肉類など、重量があるものを多く使用できる地域は使用率が高まりやすくなります。

今後も食の多様性や経済効果にも着目し、食育や地域の生産・流通の活性化が図られる取組に力を注ぎたいと考えております。

なお、調査の詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、「地場産食材使用率」についてお答えします。

福井県学校給食食材産地別使用量調査の調査内容は、食材別の使用重量と県産食材の使用品目で、調査品目は米、牛乳を除く副食材88品目になります。

この調査での「地場産食材使用率」は、食材の総使用重量のうち、福井県産食材の使用重量の割合を示すもので、若狭町の地場産食材使用率は、平成30年6月が48.4%、11月が57.6%、令和元年6月が37.3%、11月が48.5%、令和2年の6月は、新型コロナウイルス感染拡大による全国一斉休校のため調査なしで、11月が45.2%、令和3年6月が32.2%、11月が48.9%となっております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいまお答えいただいた数値をグラフにしますと、このようになります。

6月と11月ということですね。1年分です。御覧になると、各年、6月よりも11月のほうが多いと、冬場のほうが地場産のものが使われていると、そういうことでございます。

どうでしょうか、これを見ていただいて、比べようと思えば、6月だけを比べていく、あるいは11月だけを見ていくということになるかと思いますが、これ減っている傾向にあるように見えますかね。私はそういうふうに見えるんですが、いかがでしょうか。これが県産率ですね、給食の県産率というものを、今お答えいただいた値をグラフにしたものです。

なかなかこれをどう見るかということがありますので、教育委員会のほうにお願いして、もうちょっと詳しいデータを教えてほしいということで実は調査をしていただきました。これがそのデータということになります。

この場合、給食センターのものと、それから、自校、数年前まで自校給食があったので、鳥羽小、瓜生小、三宅小、野木小、それぞれの地場産率、データが出ております。令和2年からセンター化されまして、今以後はデータがないと、この自校式ですね。ただ、令和2年の6月は、これはコロナで全国一斉休校ということで給食をやっておりません。

この数字が、これは県産率、ただいま先ほどお答えいただいた県産の数字でございます。括弧内がそのうちの若狭町産分の内数ですね、パーセント、このような数字になっております。見ていただくと分かるように、給食センターに比べて自校のほうが地場産率が高いと、これを見ていただければ、歴然としているかと思えます。

ちなみに、これをグラフにしたのがこれでございます。瓜生小学校のデータをグラフにいたしました。グラフの頭が県産率、そのうちの青いところは町産の内数ということになります。御覧いただいたら分かるように、このそれぞれ高いのが瓜生小学校、低い

ほうがセンターということになります。

ここで、令和2年からセンター化されたということで、この瓜生小学校の分がないとすれば、大体センターで並ぶかなと思いますけどね。あるいは若干減っているかもしれませんが。

そういうことで、先ほど、私、減少傾向にあるのではないかということを行いましたけれども、これはやはり自校がなくなったんです。それまでは自校給食があったので、若狭町の地場産率をちょっと持ち上げるという、そういう役目をしていただけですけれども、なくなったので、低くなっちゃったというのが、先ほどの一番先に答えていただいたデータではないかと、そんなふうに思います。

私、平成31年、つまり令和元年、全校がセンター給食になる前の年ですけれども、計画は発表されておりました。3月議会の一般質問で、本町の民営センター給食は直営自校給食に比べて、地場産率、当時のデータ、議論したのは町産率ですが、これが低いことを指摘いたしました。

その当時の教育委員会事務局長の答弁は、町産食材の使用に向けて関係機関と連携して検討していきますと、こういうものでした。しかし、結局、自校給食を廃止し、センター化するということによって、町内産の使用が減ってしまったということ、そういう結果になったと思います。

ついですが、このときの一般質問では、食材について、これは給食費になるわけですが、保護者の払う給食費になるわけですが、センター方式のほうが自校方式よりも高くつくんだと、こういう答弁でございました。

学校給食の全校センター化によって、町の運営経費は削減されたかもしれません。当時もそういう答弁でございました。しかし、地場産食材の使用が減少するというなど、学校給食の内容としては、若狭町食育地産地消推進計画、これでございます、町の計画、これが目指している学校給食の姿からは、むしろ後退したのではないかと私は思います。

さて、この計画、若狭町食育地産地消推進計画、これにおいては、毎月19日を「食育の日」と定めまして、「ふるさと給食」を提供するというようになっております。

「ふるさと給食」という名前が付いた、そういった献立を実施すると。最近の例で、どのような献立の「ふるさと給食」が実施されたか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

「若狭町食育地産地消推進計画」の5つの重点施策の一つとして、「学校、保育所（園）などにおける食育の推進」の中で、学校給食の充実を目標に毎月テーマを設けた献立を実施しております。

そのうちの一つとして、毎月19日を基準に「食育の日」として、「ふるさと献立」を実施しております。その献立の食材としては、梅干、山内かぶら、縄文みそなど、地場産品や特産品を使用した献立としております。

今年度の「ふるさと献立」の一つの例としましては、5月19日に「御飯」「豚肉とジャガイモの甘辛炒め」、町特産の梅肉を使用した「キャベツとキュウリの梅あえ」「かきたま汁」の給食を実施しております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、紹介していただいた5月19日の「ふるさと給食」では、地場産の農産物が使用されたと思いますけれども、使用された地場産農産物について、その品目、それぞれの品目の仕入量、仕入金額をお尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

使用品目は、まず主食の米では、使用量が94キログラムで、仕入額は2万7,542円となります。

それと、梅肉の仕入量が3キログラムで、仕入額は5,100円となります。

その他、町内産ではございませんが、愛知県産のキャベツの仕入量が53キログラムで、仕入額は1万1,130円、小浜市産のキュウリの仕入量が13キログラムで、仕入額は5,980円、長崎県産のジャガイモの仕入量が79キログラムで、仕入額は3万2,390円になり、これら5品目の合計仕入額は8万2,142円となります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

地元産のオーガニック農産物、つまり有機・減農薬栽培の農産物ですけれども、このオーガニック農産物を学校給食に使用する自治体が広がっております。若狭町でもオーガニック給食を求める住民団体「嶺南オーガニックプロジェクト」が立ち上げられて活

動をしております。このように、これは2月19日の福井新聞に報道をされております。

今まで農産物の地産地消は、食の安全並びに地域経済の活性化と、そういう観点から重要視をされてきました。この「若狭町食育地産地消推進計画」と、これもそういったコンセプトの言葉のもとにつくられていると思います。

ところが、近年、気候変動やコロナパンデミックに代表される全地球的な環境悪化が深刻になって、持続可能な社会を構築することが人類の課題になっております。

こんな中で、食料の自給や地産地消はますます重要視されるようになっております。なぜなら、農産物の輸送は、この農産物の新鮮さを損なうというばかりでなく、病虫害対策として薬剤が使われております。そして、そもそも輸送というのは、二酸化炭素等の排出を伴います。このように農産物の輸送は持続可能な社会に反しているわけです。これが食糧の自給や地産地消がますます重要視されている理由であります。

農産物の地産地消が目指される中、特にオーガニック農産物が注目をされております。化学肥料や除草剤、殺虫剤は、もともと自然界に存在していたものではありません。人間の都合のいいように自然を変えてしまう、あるいは自然の一部を破壊してしまう、そういう目的で人間がつくったものでございます。この化学肥料や除草剤、殺虫剤ですね。回りまわって、やがて人間社会が自然からしっぺ返しを食らうことになると考えられます。

このような化学肥料や除草剤、殺虫剤を極力使わず、もともとの自然に依拠して農産物を生産するのがオーガニックのようです。オーガニック農業は、生物多様性が保全されるなど、極めて環境に優しい農業でございます。SDGsの見本のようなものです。未来に生きる子どもたちにオーガニック給食が提供できれば、それにこしたことはございません。

先ほどの5月19日の「ふるさと給食」、この日に使われた、先ほど紹介していただいた農産物を仮にオーガニック農産物に置き換えた場合、仕入金額はどのようになると推定されますか。

また、現状では、町内において、オーガニックで生産されていない品目があれば、どれになりますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

町内の有機農産米、いわゆる有機JAS認定のコシヒカリを使用した場合、1キログ

ラム当たりの仕入単価が527円から800円となることが想定され、現在より234円以上増え、使用量を94キログラムとした場合の仕入額は4万9,538円から7万5,200円となります。

町内で生産されている農薬、肥料とも不使用の梅肉は、仕入単価が1キログラム当たり約300円増え2,000円となり、仕入量を3キログラムとした場合の仕入額は6,000円となります。

その他の農作物につきましては、季節、収穫期、天候により価格の変動がございますが、現在の有機JAS認定の市場価格で、北海道産のキャベツは、仕入単価が1キログラム当たり436円増え646円となり、仕入量を53キログラムとした場合の仕入額は3万4,238円。長野県産のキュウリは、仕入単価が1キログラム当たり924円増え1,384円となり、仕入量を13キログラムとした場合の仕入額は1万7,992円。鹿児島県産のジャガイモは、仕入単価が1キログラム当たり725円増え1,135円となり、仕入量を79キログラムとした場合の仕入額は8万9,665円となり、これら5品目の合計仕入額は19万7,433円から22万3,095円になります。

令和3年度の県の調査によりますと、町内での有機JAS認定の農作物としましては、水稲と梅だけであり、認定外の農作物については把握できていない状況ですので、野菜等の仕入れは難しいと考えられます。

また、学校給食衛生管理基準の規定に基づき、米などを除く生鮮食品の当日納品、当日調理を原則としているため、献立したその日に当該品目の量と質、規格が合ったものを仕入れることができるかも一つの課題となると考えられます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町内では、米や梅で、これ以外のものはオーガニック生産されていないと、そして、県外のオーガニック農産物を調達したとしても、先ほどの献立のときの仕入総額は20万円程度、つまり今の約2倍半になると推定されると、このようなお答えでございました。

オーガニック農産物は生産量も少なく値段も高い、奢侈品（しゃしひん）のような存在でございます。これが現実です。学校給食に導入するのはなかなか容易でないと思います。

しかし、「ふるさと給食の日」は年に8回ぐらいだと思いますから、工夫して、そのうち1回でもオーガニック給食を実施できないかと私は思うわけでございます。

さて、この「若狭町食育地産地消推進計画」では、学校給食のことをいろいろ書いてありますが、そのページを見ますと、こんな文章がございます。

「望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深める」とともにとか、この生産等に対する子どもの理解を深めると、そういったこととか、あるいは指導面ですが、「学年ごとに食に関する指導を行い、給食の時間を利用したり学級活動や教科と関連させて食育指導を行っている。」と、給食の時間だけではなくて学級活動とか教科でもやっていると、そういう文章ですね、こういうことが書かれております。

この食料生産等に関しては、今ありました、どのような教育が行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

今年度は5月から12月にかけて、小学校では、給食前の4限時の学級活動、中学校では、給食の時間に栄養教諭が食に関する指導を実施しております。

指導内容につきましては、学年ごとに合わせた目標やテーマを決め、食の大切さを指導しております。

小学校低学年では、「マナーを守って楽しい給食」を目標に、食事の基本的なマナー、正しい食器の持ち方や箸の持ち方。小学校中学年では、「食べ物の働きを知ろう」を目標に、食べ物は栄養によって仲間分けされていることを知ること、食べ物の働きを知って、好き嫌いせず何でも食べようとする意欲を持つこと。小学校高学年では、「元気のもと朝ごはん」を目標に朝食の働きや重要性を知ること。自分の朝食を振り返り、望ましい朝食の組み合わせを考えること。

中学1年では、「中学生の食事」をテーマに、中学生に必要な栄養素について知ること、給食の献立がそれらの栄養を意識してつくられていることを理解し、食事の中で意識して摂ろうとすること。中学2年では、「スポーツと食事をテーマに、運動をする上でバランスのよい食事の大切さを理解し、これからの生活に生かそうとすること。中学3年では、「受験生の食事」をテーマに、受験期に必要な栄養や食事について知ること、よいパフォーマンスをするためには食事が大切であることを理解し、これからの生活に生かそうとすることを指導しております。

また、当町では、総合学習等として、子どもたちと地元生産者の交流の中で、地場産食材の理解を深めることを目的に、各小学校において様々な体験教室を実施しておりま

す。

具体的には、地元生産者等が講師となり、梅や梨の収穫と加工、魚さばき、味噌づくり、山内かぶらの種まきや収穫、県と協力しての熊川葛の寒晒し（かんざらし）体験などを実施しており、今年度からは、小・中学校で、ジビエと寒ブナの味覚体験教室も実施する予定をしております。

さらに食文化の関心と理解を深め、普及と継承を図るために、地元飲食店の方などが講師となり、出汁の味覚体験、梅のデザートづくり、魚の食べ方教室なども行っております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

給食の時間、あるいはそのほかの機会に多彩な食育活動、食育教育が行われていると、生産者の協力を得ての体験学習もあると、このようなお答えでございました。

仮に本町の学校給食で年に1回でもオーガニック給食が実施できたといえます。その場合、児童生徒にオーガニックの食体験をさせるこの機会を捉えて、オーガニック農業の存在、水や土壌を汚染しないことの大切さ、生物多様性を守ることの大切さ、二酸化炭素の排出を削減することの大切さなど、社会を持続可能なものにしていかなければならない人類的課題、つまり、地球環境問題について児童生徒と語り合うことができるのではないかと私は思います。教育長の見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

オーガニックの給食が実施できたとすれば、食べることも一つの体験となり、オーガニックというものに興味を持ち、そこから自然や生態系の保全、地球に優しい社会の在り方などに意識を向けるきっかけとなることも考えられます。

オーガニックは、農薬や化学肥料に頼らず、自然の恵みを活かした、自然環境にも優しい農法などであることは広く知られています。しかしながら、農薬や化学肥料に頼らない農法は、普通の農法の数倍、手間がかかり、普通の食品に比べ仕入額が高価になります。

また、調理現場でも、質や量、規格の不揃いや害虫のリスクが伴うことで、下処理に時間を要するため、手間がかかることも考えられます。

これらのことを踏まえ、オーガニック給食を実施することにより、児童生徒が学べる内容などについて、研究と検討を進めていきたいと考えております。

先ほど事務局長の答弁にもありましたように、現状としましては、各学校において様々な総合学習等の時間で体験教室を行っております。

その一つとして、三方小学校では、平成21年より、地元の農業、漁業者の方々の協力のもと、無農薬での米、ゆりかご米の有機栽培をしており、その田んぼでコイやフナを卵から育てて稚魚を放流し、生態系の保全と再生を目指した体験を通し、一人一人ができることを考えるSDGsの学習を行っております。

この活動は、令和元年に環境省・日本鳥類保護連盟主催の全国野生生物保護実績発表大会において「文部科学大臣賞」を受賞しております。

このような取組を他の学校にも共有し、若狭町教育大綱の基本方針にもありますように、他者と協働しながら、探究的な学習や体験活動を通じ、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく「協働的な学び」の充実を図るためにも、食に関する指導の時間だけでなく取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

本町では、環境教育に精力的に取り組んでいるということ、そして、大きな成果が得られているということ、改めて認識をさせていただきました。その上で、できれば、オーガニック給食を実現し、これも環境教育に活用していただきたい、このように思います。

社会は、地産地消、そして、オーガニックが重視される方向に進んでいくと思われま。学校給食もその流れの中にあります。しかし、今まで議論させていただいているように、オーガニック給食を実施するに至るまでには、クリアしなければならない数多くの問題点が存在します。

このような中、今のこの「若狭町食育地産地消推進計画」、これは改定の時期を迎えております。私は、次の計画策定に当たっては、オーガニックも検討課題として、オーガニックの食生活を普及していく、オーガニックを学校給食に取り入れていく、こういうことも議論すべきではないかと思えます。

そのためには、オーガニック農業者やオーガニック給食を希望する保護者なども計画策定のための会議、つまり「若狭町食育連携会議」のテーブルに加わっていただく、そ

れがいいのではないかと思います。町長の見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

「若狭町食育地産地消推進計画」は、町民が健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実践ができるよう食育に取り組むことを目的に食育基本法を基に作成しています。

本計画は、平成26年3月に策定し、5年ごとに、生産者やJA・小学校栄養教諭・保育所職員・給食センター栄養士などで構成する若狭町食育連携会議において見直しを行うこととなっており、今回は令和5年度中に見直すこととなっております。

国では、新たに「みどりの食料システム法」を定め、環境と調和のとれた食料システムの推進を図ろうとしており、若狭町でも、SDGsの理念と併せて環境負荷の低減を図る農林水産業の取組も検討してまいりたいと考えております。

このことから、若狭町食育地産地消推進計画の見直しに当たりましては、食に関する幅広い知見を求めたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「環境と調和のとれた食料システムの推進を図る」「そのために食に関する幅広い知見を求めたい」と、こういうことで、前向きとは思いますが、かなり抽象的な御答弁でございました。

現在のこの計画を見ますと、この学校給食の欄ですけれども、児童と農業者がつながっている、5つのキーワードがございます。そこに「有機・減農薬」とございます。しかし、この「有機・減農薬」というのは、オーガニックが出てくるのは、このカットだけで、計画、どこを見ても、有機の「ゆ」の字も、減農薬の「げ」の字も、オーガニックの「オ」の字もないわけですね。次の計画に当たっては、ぜひそういう内容のあるものができるように、知恵を合わせて頑張ってくださいたい、そのように思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、3時3分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、お疲れさまです。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で2点、質問をさせていただきます。

1点目は「新型コロナウイルスワクチンの接種状況について」、2点目に「健康診療について」でございます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願いいたします。

1点目です。「新型コロナウイルスワクチンの接種状況について」お伺いをします。

最近の新型コロナウイルス感染者ですが、国内では累計で2,000万人に迫ろうとしています。県内でも累計で10万人を超えています。これは県民のおよそ7人に1人が感染したことになります。今も新規感染者が日に1,000人前後で推移をしているようです。今日は若干少なかったようですが。

福井県もコロナ感染拡大警報を9月30日まで延長をしております。若狭町にありましても感染される方がほぼ毎日出ています。引き続き、御本人を含む御家族の体調管理や「お話はマスク」といった感染防止策を講じていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

これまでの本町におけるコロナワクチン接種状況について、年代別の接種率、そのうち5歳から11歳までの接種率を教えてください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波の感染者数の増加の勢いがなかなか収まらず、県内においても、数百人や千人を超える日が続き、累計10万人を超える

感染者数となっております。

今年は行動制限のない夏休みとなり、少し羽を伸ばせる期間があったかもしれませんが、感染拡大が収束する気配を見せず、学校も再開していることから、今後の状況に注視してまいりたいと考えております。

引き続き、感染予防策として、マスクの着用や換気等を徹底していただき、重症化を防ぐワクチン接種につきましても大変重要であると考えており、引き続きの御協力をお願いしたいと考えております。

当町では、住民の皆様や関係者の皆様の深い御理解のもとに高い接種率を保っており、このことにつきましても改めて感謝を申し上げます。

なお、当町の接種状況につきましては、健康医療課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

9月1日現在で、県が発表しております当町の接種率ですが、12歳以上の1回目接種率は92.4%、2回目は92.1%、3回目は84.8%、3回目の県全体では74.6%です。

3回目接種の年代別接種状況でございますが、65歳以上は93.6%、60歳から64歳は91.5%、50代は89.6%、40代は84.5%、30代は71.7%、20代は75.9%、12歳から19歳は68.9%です。

4回目は、60歳以上では79.2%となっております。県全体では54.6%です。また、5歳から11歳の接種率は、1回目35.2%、2回目34.3%です。

県全体の接種率は公表されておられません。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町は他の自治体に比べて接種率が非常に高いようです。これは本当にすごいことだと思います。ただ、5歳から11歳までの接種率が少し低いようにも思われますが。国のほうでは、今後、5歳から11歳までについて3回目の接種を予定しているとか。今回は保護者に努力義務を課すそうですが、これまでと同様に強制ではありませんので、保護者や本人の意思が尊重されなければなりません。それに加えて、オミクロン株に対応した改良型ワクチンを2回目接種を終えた12歳以上の人に

も接種を開始するとか。まだまだ健康医療課や医療従事者など関係者の方には御苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

次に、感染者数についてお聞きをします。

国内と県内については冒頭に述べましたので、ここでは、本町の感染者数についてお伺ひします。

累計で何人になりましたでしょうか。また、コロナが原因でお亡くなりになった人はあったでしょうか。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

県が発表しております9月5日現在、町内の感染者の把握できている累計は1, 166人です。7月以降は801人と特に感染者が増加しております。

死亡者数は県内では90人です。市町の死亡者数については、公表されておられません。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。死亡者数については公表をされていないということでした。本町にはいらっしやらないことを願ひます。

また感染された方が累計で1, 166人もいらっしやいますか、第7波で一気に増えたようです。では、その方々から「後遺症」の報告はあったでしょうか。もしあれば、状況などをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

町内での感染者については、人数以外は報告されておられません。

感染者の後遺症については、味覚障害、体のだるさなど報道等では出ておりますが、後遺症がある方については、県が調査をしております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。後遺症については県が調査中ということですので、今のところ本町にはいないということだと理解をします。ただ、国内では後遺症で苦しむ人が増えているそうです。

「後遺症外来」で診療を行っている医師の話を紹介します。東京渋谷で開業医をされている方です。この2年半で4,500人がこちらの後遺症外来を受診していて、今年だけでも700人以上となっています。年代別では40代が最も多く、次いで30代、さらには子ども。症状はと言いますと、倦怠感が最も多く、あとは気分の落ち込み、思考力の低下などです。倦怠感というと、かなり軽く考えてしまう方もいらっしゃると思いますが、実際にはドライヤーを持つことができないとか、もっと症状が重くなると、歯ブラシを持つのもつらいというような状況の方もいらっしゃるそうです。また、倦怠感を軽く見てしまって我慢して頑張ってしまうと、どんどん症状が重くなっていくということです。まず、だるさを感じたら、しっかり休むということが大事になるそうです。幸い本町には後遺症で苦しんでいる方がいらっしゃらないようなので安心をしました。後遺症に対する治療法がまだ確立できていないそうですので、引き続き、感染予防の徹底に努めていきたいものです。

次の質問に移ります。

厚労省は、新型コロナウイルス新規感染者の急増を受け、重症化リスクの高い人が集まる医療機関や高齢者施設などの従事者を4回目接種の対象者に加えるとし、「基本的には実施主体である市町村が判断する。」としています。本町の4回目対象者はどのようなになっていますか。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

本町は、4回目接種も国の指針に従って、60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患のある方、また、医療従事者、福祉事業所の従事者の方に実施してまいります。

60歳以上の方は、接種券を発送し、御案内しております。

18歳から59歳までの方で基礎疾患のある方については、申請をしていただき、接種券を発行して接種予約をしていただいております。

当町では、8月で集団接種を終えており、現在は医療機関での個別接種の案内となっております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。医療従事者、福祉事業所の従事者が既に対象者になっていることを伺い、安心をしました。

次の質問です。

まだ1回も新型コロナワクチン接種をしていない人が新型コロナワクチン接種を希望した場合、今も無料で接種を受けられるのでしょうか、また期限というのがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

本町では、国の指針に従って、1回目のワクチン接種していない方に対しても、現在も公費で実施をしております。

期限は、現在、9月30日となっておりますが、今後の感染状況などにより変更される可能性がありますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。今年の9月30日までという期限は確実に延長されると思いますが、今後の情報収集に傾注されますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2点目です。「健康診療について」質問をします。

少子高齢の社会になって久しく、その脱却が難しい今、目指すは元気な子どもたちと元気な高齢者が住む町ではないでしょうか。本町では住民の健康維持に向けて様々な取組をされています。その中から、今回、乳幼児に関することと高齢者に関することについて幾つかお伺いをします。

最初に、新生児健診の内容について、どのような検査をどのようにされているのか、お聞かせください。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

乳幼児の健診につきましては、母子保健法により成長の発達の節目に合わせて実施することとなっております。

当町では、乳児健診といたしまして、1か月児健診、4か月児健診、9か月から10か月児健診。幼児健診といたしまして、1歳6か月児健診、3歳児健診を行っております。

新生児とは出生後28日を経過しない乳児を指しますので、1か月児健診がこれに該当するかと思います。

この1か月児健診につきましては、乳児健診実施医療機関と委託契約を結び、保護者に対し1か月児健康診査票を発行し、委託医療機関で健診を受けていただいております。

健診内容は、身体計測、医師による診察となっております。

また、新生児聴覚スクリーニング検査も実施しております。この検査は、生まれて間もない時期に器械を使って音の聞こえについて検査するものです。

この検査につきましても、実施医療機関と委託契約を結び、保護者に対し受診票を発行し、委託医療機関で検査を受けていただいております。

なお、乳児健診だけでなく、母体の状態を診る産婦健診や産後ケア事業等、母子ともに十分ケアが図れるように体制を整えております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。新生児の聴覚障がい早期発見や適切な療育につなげるため、聴覚検査が有効とされております。しかし、特別な検査で費用が発生するため、検査を見送る保護者も多いそうです。

本町では、御答弁の中にありました「新生児聴覚スクリーニング検査」を実施し、難聴などの聴覚異常の早期発見に努めていただいているようです。しかも、検査費については補助の対象とし、保護者の負担を減らしていただいております。ありがとうございます。

それでは、次に、3歳児健診の内容について、どのような検査をどのようにされていきますか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

次に、3歳児健診についてお答えいたします。

3歳児健診は、年齢が満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象として、健診項目として、問診、身体計測、小児科医による診察、歯科健診、尿検査、目の検査、耳の検査、育児上の保健指導を行っております。方法は集団健診で行っております。

健診を実施するための専門職として、外部から、小児科医、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士、臨床心理士、栄養士に来ていただいて、健診及び指導を行っております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。すみません、ただいまの御答弁にありました「目の検査」ですが、どのような方法で実施をされていますか、お聞かせください。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

目の検査についてお答えいたします。

3歳児健診は、弱視など目の異常を発見し、治療につなげる大切な機会です。現在は「ランドルト環」を使用し、大人の検査同様、お子様に切れ目の向きを答えてもらう方法で視力を検査しています。

それに加え、今年度途中からではございますが、屈折検査機器を導入し、今までの検査と併せて、より精度を高めて検査を実施してまいります。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。今の御答弁にありました「ランドルト環」を用いた検査では、精度に課題があると指摘をされております。近年、眼鏡などを使っても十分な視力が得られない弱視の子どもが50人に1人いるとされ、目の機能が発達する6歳ごろまでの早期発見・治療が欠かせないと言われております。しかしながら、弱視は親も子も発見しづらく、見逃がされるケースが多いようです。

その弱視の発見には、3歳児健診の際、屈折異常（ピントのずれ）ですが、屈折異常などを調べる「屈折検査」が有効であるということで、最近はその屈折検査機器を導入する自治体が増えてきました。それで、本町でもぜひ導入していただきたいとの思いで、この質問をさせていただいたのですが、既に導入を検討されていたとは知りませんでした。ありがとうございます。今後は早く導入していただき、弱視など目の異常の早期発

見、そして、適切な治療によって視力を回復できるようにしていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

さて、ここからは主に高齢者に関することです。

まず、肺炎球菌ワクチンについて、本町ではどのような取組をされていますか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

お答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づき、小児と高齢者に現在、実施しております。
小児は全額公費助成しており、高齢者は一部公費助成しております。

小児は出生後2か月から定期的に4回接種を御案内しております。

高齢者も死亡の要因である肺炎を予防するために、2014年から65歳以上の方に対して5歳刻みの年齢で実施を御案内しております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。肺炎は高齢者に多い疾患で、かかれば急に症状が悪化する場合もあるようです。肺炎の主な原因に肺炎球菌が挙げられています。この間、私の家にも肺炎球菌ワクチン接種の案内が届きました。本町では公費助成がされていますので、利用したいと思っております。

それでは、次に、带状疱疹ワクチン接種については、どのような取組をされているでしょうか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口健康医療課長。

○健康医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

带状疱疹とは、水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。幼少時にかかった水ぼうそうウイルスで、日本人の9割以上はそのウイルスを持っていると言われています。

初期段階には皮膚がぴりぴりするような痛みを感じ、時間の経過とともに赤みや水ぶくれなどの発疹が体の左右のどちらかに帯状に出る皮膚の病気です。症状は3週間から

4週間ほど続きます。

小児の水ぼうそうの予防接種は定期接種となっています。

現在、国においては、带状疱疹の予防接種ワクチンの投与は、2016年に50歳以上を対象に任意接種として承認されました。

当町では、予防接種の定期接種については、公費助成は国に従って実施しておりますが、任意接種に対しては実施しておりません。

しかし、国の審議会において、水痘ワクチンを带状疱疹予防として定期接種とするかどうかという検討が進められておりますので、国の動向を注視したいと思います。

带状疱疹の予防には、日頃の体調管理が重要です。食事や睡眠を十分にとり、適度な運動で免疫力を低下させないことです。抗ウイルス剤や痛み止めなどの治療法が確立しておりますので、もし発症した場合には、早めに病院へ受診していただくようお勧めいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。まだ公費助成は行っていないという御答弁でした。この带状疱疹ですが、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。予防にはワクチン接種が有効なのですが、1回接種するのに1万円から2万円かかります。もちろん医療機関によって料金には差があります。ワクチン接種をしたいと思っても、ついつい躊躇する方も多いのではないのでしょうか。費用助成を行っている自治体もありますので、本町でも御再考をいただけることを願いつつ、最後の質問に移ります。

誰もが健康で元気に最後までと望んでいても、いつかは御自分が介護を受ける、または誰かを介護するということになる方も増えております。そうなったときに介護保険を利用することになるわけですが、本町の介護保険のサービスについてお伺いをします。

現在、福祉用具の購入や住宅の改修等に上限を設けて補助をいただいておりますが、利用者が一旦全額を支払った後に自己負担分を差し引いた金額が返還されるということですので。これだと利用者にとって経済的負担が大きいと感じている方もいらっしゃいます。利用者の負担軽減のため「受領委任払い」を導入できないか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

佐野福祉課長。

○福祉課長（佐野明子君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

介護保険サービスの一つとして、要支援及び要介護認定者の居宅介護サービスの一つに、福祉用具の購入や御自宅を改修されたときの費用を介護給付の対象として支給するものがございます。

福祉用具の購入、住宅改修のいずれも利用者の居住環境を整えることを目的としており、福祉用具の購入につきましては、入浴補助用具や排せつ器具などの購入に年間10万円を上限に支給するものでございます。

また、住宅改修につきましては、御自宅に手すりの取り付けや床の段差解消等をされる場合、事前に町（保険者）へ申請をいただき、利用者の身体の機能や状態に適正かを確認をさせていただいた上で、改修後、20万円を上限に支給するものでございます。

支給方法は、県が指定した事業者から福祉用具を購入された場合、利用者はその費用を一旦全額お支払いいただき、町に領収書等を添え申請いただきますと、自己負担分を差し引き支給させていただきます。

また、住宅改修につきましても、事前申請をいただいた上で、改修後、利用者は費用を一旦全額お支払いいただき、改修の状況が確認できる書類や領収書等を添え申請いただきますと、対象費用のうち、自己負担分を差し引き、残りを支給するものでございます。

いずれも利用者が費用の全額を一旦、事業者にお支払いをいただき、申請後に町が対象費用から自己負担分を差し引き支給する「償還払い」といった支給方法でございます。福祉用具の購入や住宅改修では、この「償還払い」が原則でございます。

議員御質問の「受領委任払い」とは、福祉用具の購入や住宅改修の際、利用者は事業者へ費用のうち自己負担分のみを支払い、残りを町が事業者へ給付するといったもので、利用者の支払い負担の軽減を図るものでございます。

現在、嶺南地域の市町で「受領委任払い」は実施しておらず、若狭町も導入の予定をしていません。利用者には一旦御負担をおかけすることになりますが、地域の事情を考慮し、適正な介護保険サービス給付となるよう引き続き取り組んでまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。嶺南市町と足並みをそろえるということでしょうか。嶺南市町においても同じように経済的負担に感じている方がいらっしゃると思いますので、

今後、その声が広がり、嶺南市町が足並みをそろえていただけることに期待をして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日7日から19日までの13日間、休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日7日から19日までの13日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午後 2時37分 散会）